

### 第3節 学校給食・保健

#### [1] 学校給食の実施

##### I. 概要

###### 1. 学校給食の概要

大津市は、37の小学校すべてと、志賀中学校、葛川中学校の計39校で給食を実施しており、ほとんどの学校の副食（おかず類）を北部、南部、東部の学校給食共同調理場で調理している。志賀中学校と葛川小・中学校は、自校の調理場で給食を調理加工するいわゆる自校方式である。

学校給食の実施状況は下記のとおりである。（食数には児童生徒だけでなく教職員等の食数も含まれている。）

###### 【学校給食の実施状況（平成24年5月1日現在）】

区分	対象校	食数
北部学校給食共同調理場	小松小 木戸小 和邇小 小野小 伊香立小 真野小 真野北小 堅田小 仰木小 仰木の里小 仰木の里東小 雄琴小 日吉台小 坂本小 下阪本小 唐崎小	6,900食
南部学校給食共同調理場	志賀小 比叡平小 藤尾小 長等小 逢坂小 中央小 平野小 膳所小 富士見小 晴嵐小 石山小	6,788食
東部学校給食共同調理場	南郷小 大石小 田上小 上田上小 青山小 瀬田小 瀬田南小 瀬田東小 瀬田北小	6,778食
自校方式校	葛川小学校、葛川中学校、志賀中学校	733食
	総計	21,199食

給食の主食、牛乳、副食の発注と支払については次のとおりである。

主食（米飯、パン、麺）については滋賀県学校給食会で取り扱っている。発注は、各学校から必要数を、米飯は滋賀県学校給食事業協同組合湖南工場に、パンは株式会社西洋軒に、麺は学校毎に割り振られている指定業者に行っている。支払は、私会計のもと各学校から月ごとに米飯、麺、パンの原料代の代金は滋賀県学校給食会へ、パンの加工代は西洋軒へ支払が行われる。なお、米飯は、炊かれたごはんが配送されるが、葛川小・中学校へは米穀が配達され自校の調理場で炊飯される。（その分葛川小・中学校は給食費の主食代は他校よりも少し安くなる。）

牛乳は各学校から乳業者（日本酪農協同株式会社滋賀工場）に発注し、支払は各学校から全国農業協同組合連合会滋賀県本部に対して行われる。

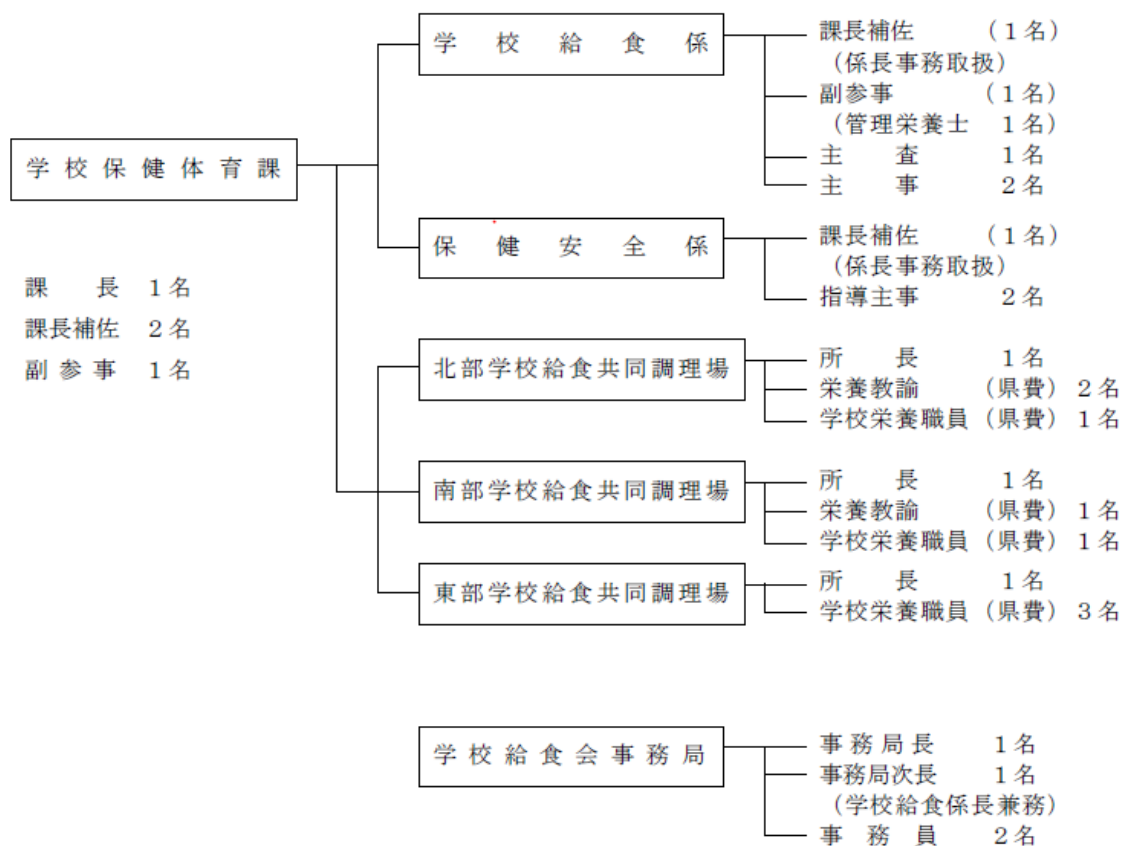
副食は、各学校から共同調理場に対して発注し、支払は大津市学校給食会に対して行わ

れる。食材の納入業者に対しては大津市学校給食会から支払を行う。

大津市の給食の献立は、自校方式の学校も含め日によって出る順番が異なる場合もあるが基本的に統一献立である。献立が決定されるプロセスは、献立検討会（大津市学校給食会の献立調整委員会の栄養士等で構成）が原案を作成し、それを献立調整委員会で調整、承認を経て教育委員会で決定している。また、副食の食材の選定は、基本的に学校給食会の物資選定委員会で行われる。2年に一度、登録業者を選定し、登録業者による入札を行って価格以外に味、鮮度、成分等も吟味して決定している。食材については、産地、原材料、形態等に係る種々の規格を定めている。

## 2. 学校給食の機構

給食を管轄しているのは、教育委員会学校保健体育課である。その機構は、次の図のとおりである。



### 3. 学校給食管理費

学校給食管理費の3年間の推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

内 容	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1)人件費	—	20,040	20,540
うち嘱託職員5人	—	17,094	17,142
臨時職員(23年2人、24年3人)	—	2,945	3,397
(2)学校給食共同調理場給食業務委託費(北部)	132,019	132,000	132,287
(3)学校給食共同調理場給食業務委託費(南部)	123,364	125,140	126,448
(4)学校給食共同調理場給食業務委託費(東部)	112,375	103,962	103,701
(5)学校給食共同調理場施設設備整備事業費	31,671	18,082	23,832
(6)学校給食会運営補助事業費	10,434	9,948	10,869
(7)学校給食管理運営事業費	152,171	139,404	140,326
うち嘱託職員6人の人件費	20,250	—	—
臨時職員1人の人件費	1,477	—	—
(8)中学校昼食調査事業費	—	—	1,142
合 計	562,037	548,579	559,149

(1)人件費は、平成22年度まで(7)学校給食管理運営事業費に含んでいたが平成23年度から分けて区分掲記している。嘱託職員5人は共同調理場の所長3名、志賀中学校の調理場の2名であり臨時職員のうち2人は志賀中学校の調理場の職員である。

(2)～(4)の学校給食共同調理場給食業務委託費は、共同調理場での副食の調理加工、配送業務の委託費である。北部、東部はプロポーザル方式による随意契約で、平成23年度から5年間委託している。南部は平成20年の新築移転時から5年間は同一業者に委託していたが、平成24年度にプロポーザルが行われ平成25年度からは別の業者に委託先が変更されている。委託契約は1年毎に行われている。委託額は原則的に委託の初年度はプロポーザルの落札額により、次年度以降は給食数・学級数の見込み変動率を加味して決定される。

(5)学校給食共同調理場施設設備整備事業費は、共同調理場の建物補修工事費、施設補修・修繕費、備品修理費、消耗品費などが主要な項目であるが平成24年度の金額は各9,431千円、4,311千円、4,201千円、5,700千円であった。平成24年度は東部共同調理場のボイラー交換を行ったこと等により増加している。

(6)学校給食会運営補助事業費は、教育委員会の外郭団体(任意団体)である大津市学校給食会への補助金であり、主にその事務職員3人の人件費である。大津市学校給食会については別途項目を分けて詳細に概要を説明する。

(7)学校給食管理運営事業費は、3か所の共同調理場の主に光熱水費、操業用燃料費、設備維持管理保守費、浄化槽清掃費である。平成24年度はそれぞれ95,125千円、10,565千円、13,690千円、6,090千円であった。

(8)中学校昼食調査事業費は、平成25年度から開始した中学校のスクールランチ事業のためのアンケートの実施費用などである。

#### 4. 給食費の概要

##### (1) 給食費

大津市では、給食費の収支は各学校で管理され市の歳入歳出予算には表れてこない。すなわち、給食費は、私会計により行われている。給食費を管理する預金通帳は各学校の学校長名義である。

大津市の給食費は、8月を除く4月から翌年2月は、小学校毎月4000円、中学校毎月4400円が徴収されている。3月は調整月とされており、毎月の徴収額よりも通常安くなる。また、転校などで「1日当たりの給食費」が必要になる場合は、年間の予定給食費を予定日数で除した額（平成24年度は小学校235円、中学校259円）を計算に用いることとしている（ただし最大でも月額小学校4000円、中学校4400円を超えない範囲で徴収。）。

大津市では、給食費が基本的に全学年一律の額である。しかし、小学校では低学年と高学年では配膳量が違うため、給食費も差を設けるべきだという考えがあり、実際に差を設けている自治体もある。大津市では、1年生の児童もやがて6年生になり他の自治体へ転校等しない限り基本的には平等であるという考え方を採っており、事務の煩雑を避けるために一律の額としている。

また、4月から2月まで給食費は全市一律であるが、3月だけは金額に違いがある。これは、前年度繰越金が異なること、給食実施回数が違うこと、給食費の未納が存在することのために、学校、学年ごとに給食費の財政状況が異なるからである。ゆえに、各学校は当年度の給食実施費用を残らず支払うために、3月の給食費を調整しているのである。

教育委員会ないし学校給食会は、3学期の献立を決めるにあたって、1学期、2学期よりも安い材料の献立にして全ての学校が年度末をまたいで資金不足を起こさないように配慮している。しかし実際は、小学校4000円/月、中学校4400円/月の範囲の中で、3月の給食日額が4月から2月の給食日額よりも高額に設定されることはある。

調整は給食日数の違いがあるので学校では基本的に学年ごとに行われている。平成25年3月の学校別、学年別の給食費は以下の表のとおりである。これを見ると、3月の給食費が多い学校・学年と少ない学校・学年とでかなりの差があることが分かるが、これは実際の給食実施回数や給食費の未納の発生が大きな要因であるからである。また、前年度からの繰越金残高も3月給食費の大きな変動要因となる。ここで、事務上の必要から3月給食費は現状1月頃に決定している問題がある。すなわち、12月までの実績に1月以降の推定を加味して3月の給食費を決定するが、その推定違いが現実に予定以上に多い又は少ない翌年度繰越金となり、次の年度の3月給食費の変動要因になるという構造をもっている。年度末の翌年度繰越金は食材の高騰リスクに備えて給食費2日分の額を繰り越すことを目安としているが、それからかい離するとその分が次年度の給食費に影響する。

## 【平成 25 年 3 月分 給食費】

(単位：円)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
志賀中	4,020円	3,502円	2,984円			
葛川中	3,105円	2,069円	2,846円			
葛川小	3,060円	3,060円	2,825円	2,825円	2,687円	3,060円
小松	2,437円	3,142円	3,377円	2,672円	2,769円	2,907円
木戸	2,078円	3,245円	3,715円	2,540円	2,872円	2,775円
和邇	2,370円	3,075円	3,075円	2,840円	2,937円	2,840円
小野	2,323円	3,263円	3,263円	2,793円	2,655円	2,558円
伊香立	2,499円	2,969円	2,499円	2,499円	2,831円	2,734円
真野	2,349円	3,759円	3,759円	3,524円	3,621円	3,524円
真野北	2,577円	3,517円	3,517円	2,812円	2,909円	3,047円
堅田	1,868円	2,808円	2,573円	2,573円	2,435円	2,573円
仰木	2,555円	3,260円	3,495円	3,025円	2,417円	3,025円
仰木の里	2,203円	3,378円	3,143円	2,908円	3,005円	2,908円
仰木の里東	2,495円	3,200円	2,965円	2,260円	2,592円	2,495円
雄琴	2,990円	3,460円	3,460円	2,990円	3,322円	3,225円
日吉台	2,809円	3,514円	3,279円	2,809円	2,906円	3,044円
坂本	2,854円	3,559円	3,559円	3,089円	2,716円	2,619円
下阪本	2,664円	3,604円	3,604円	3,134円	3,466円	3,369円
唐崎	3,496円	3,966円	3,731円	3,496円	3,593円	3,496円
志賀	2,722円	2,957円	2,722円	2,487円	2,819円	2,722円
比叡平	2,328円	3,033円/2,328円	3,033円	2,563円	2,328円	2,798円
藤尾	1,561円	2,501円	2,971円	2,031円	1,893円	1,796円
長等	2,617円	3,322円	3,087円	2,617円	2,949円	2,617円
逢坂	2,297円	3,002円	3,002円	2,297円	2,159円	2,297円
中央	1,734円	1,734円	2,674円	2,674円	2,066円	1,264円
平野	1,642円	3,052円	3,287円	2,582円	2,914円	2,817円
膳所	2,070円	2,775円	3,010円	2,775円	2,167円	2,305円
富士見	2,560円	3,500円	3,030円	3,265円	2,892円	2,795円
晴嵐	2,284円	3,459円	3,694円	2,989円	3,086円	2,754円
石山	2,753円	3,693円	3,458円	2,988円	3,085円	2,753円
南郷	2,646円	2,881円	2,881円	2,646円	2,743円	2,646円
大石	2,094円	2,564円	2,799円	2,094円	2,426円	2,329円
田上	3,210円	3,210円	3,680円	2,975円	3,307円	3,210円
上田上	2,245円	3,185円	2,950円	2,245円	2,812円	2,715円
青山	2,685円	2,685円	2,446円	2,207円	2,543円	2,446円
瀬田	2,310円	2,780円	2,780円	2,310円	2,407円/2,605円	2,310円
瀬田南	1,879円	3,054円	2,584円	2,349円	2,211円	2,584円
瀬田東	1,833円	2,773円	2,538円	2,068円	2,870円/2,635円	2,538円
瀬田北	2,002円	2,707円	2,707円	2,237円	2,569円	2,472円

なお、参考として、文部科学省の「都道府県別学校給食費平均月額」（平成 22 年 5 月 1 日現在）による給食費の全国平均等のデータは、下記のとおりである。

## 【学校給食平均月額（公立小・中学校）】

(単位：円)

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
全国平均	4,109	4,136	4,140	4,707
滋賀県平均	3,811	3,811	3,811	4,246

## (2) 給食費の総額

大津市の学校給食の食材費の総額は、各学校の平成 24 年度給食費決算書を集計すると下記のとおりである。副食に係る人件費、加工委託費、設備の修繕費等は、前述「3. 学校

給食管理費」に記載したとおり、教育委員会の予算に別に計上されている。

【平成24年度給食費】

(単位：千円)

	主食代(注)	パン加工代	牛乳代	副食代	合計
志賀中	6,343	766	5,211	19,666	31,988
葛川中	102	18	135	493	750
小松小	1,796	204	1,605	4,810	8,417
木戸小	2,828	322	2,499	7,487	13,137
和邇小	4,922	617	4,814	13,867	24,221
小野小	1,401	163	1,321	3,832	6,719
葛川小	204	31	255	714	1,207
伊香立小	834	93	722	2,172	3,822
真野小	4,219	490	3,949	11,451	20,112
真野北小	2,595	311	2,437	7,042	12,386
堅田小	7,688	949	7,277	21,569	37,485
仰木小	962	116	905	2,663	4,647
仰木の里小	2,189	264	2,045	6,119	10,619
仰木の里東小	6,582	797	6,303	18,674	32,357
雄琴小	2,594	300	2,362	6,958	12,216
日吉台小	1,725	205	1,602	4,752	8,285
坂本小	3,772	467	3,544	10,592	18,377
下阪本小	6,653	805	6,054	18,007	31,520
唐崎小	8,139	969	7,681	22,819	39,610
志賀小	7,620	876	7,177	21,365	37,040
比叡平小	1,584	179	1,471	4,441	7,676
藤尾小	1,946	230	1,899	5,571	9,648
長等小	6,412	739	6,158	17,822	31,132
逢坂小	3,207	372	2,997	8,791	15,369
中央小	1,923	221	1,842	5,375	9,362
平野小	10,078	1,162	9,666	27,700	48,607
膳所小	6,456	740	5,912	17,769	30,879
富士見小	4,958	567	4,593	13,787	23,907
晴嵐小	8,239	931	7,751	22,396	39,320
石山小	5,821	670	5,374	16,133	27,998
南郷小	4,729	551	4,548	13,137	22,968
大石小	4,055	475	3,798	11,432	19,761
田上小	4,800	573	4,582	13,665	23,621
上田上小	946	109	856	2,664	4,577
青山小	8,844	1,047	8,405	25,299	43,598
瀬田小	8,694	1,044	8,602	24,911	43,252
瀬田南小	7,645	924	7,562	21,875	38,007
瀬田東小	8,403	1,012	8,362	24,250	42,029
瀬田北小	8,116	978	8,125	23,538	40,758
合計	180,044	21,308	170,417	505,630	877,400

(注) 主食代は、パン等小麦粉代、米(麦)飯材料加工代である。

5. 大津市学校給食会の概要

大津市学校給食会(以下「学校給食会」と記載する。)は、私会計のもと昭和38年に給食実施校の給食物資の共同購入を目的に発足した任意団体である。その運営は大津市から

の補助金によって行われており、事務局は南部共同調理場内にある。

学校給食会の機構は、理事会、評議員会、監事、事務局及び理事会に付属する専門委員会（物資選定委員会、献立調整委員会、広報啓発委員会）から成る。理事、評議員、監事、専門委員会委員は、給食実施校代表、給食実施校PTA代表、大津市行政職員などで構成されている。

理事会は、通常年 2 回開かれ、学校給食会会務執行上の重要事項の審議、決定を行う。ただし、会則の制定及び改廃、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等は評議員会に諮る。理事長は教育委員会教育部長が務める。定数は会則上 10 名以上 16 名以内であるが「役員選出基準に関する規則」では現在 16 名と定められている。平成 24 年度も給食実施校の校長、PTA 代表、大津市行政職員など 16 名であった。

評議員会は通常年 1 回開かれ、理事及び監事の選出、会則の制定及び改廃、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等の審議、議決を行う。定数は会則上「若干名をおく」となっているが平成 24 年度は全給食実施学校から全学校長、PTA 代表各 1 名（葛川は小中学校で 1 名ずつ）計 76 名であった。

監事は、学校給食会の業務と会計を監査する。会則上、定数 3 名である。

次に専門委員会について説明する。

物資選定委員会は、登録業者の選定（2 年ごと）、納入物資の決定（年 4 回）を行う。平成 24 年度の構成員は、PTA 代表、学校の給食主任代表、大津市保健所職員、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健体育課職員計 24 名であった。

献立調整委員会は、給食の献立の決定（学期ごと年 3 回）を行う。平成 24 年度の構成員は、PTA 代表、給食主任代表、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健体育課職員計 17 名であった。

広報啓発委員会は、広報紙「学校給食おおつ」の発刊（年 1 回）を行う。平成 24 年度の構成員は、PTA 代表、給食主任代表、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健体育課職員計 19 名であった。

## 6. 副食物資（食材）決定の手順

副食の物資（食材）について、登録業者の選定から物資納入までの流れは次のとおりである。

### （1）登録業者の選定

2 年に 1 度、物資選定委員会で審査会が開催され、立地（倉庫等含む）、信用状況、衛生状況、物資の供給能力、配送能力等を審査して登録業者が決定される。平成 24 年度の登録業者数は 42 業者（大津市内 29、大津市外 13）であった。

### （2）献立の決定

献立は、学校保健体育課の管理栄養士と、共同調理場の栄養職員等 10 名が献立検討会等において原案を作成し、学期ごとの献立調整委員会で調整され承認の上、教育委員会で決定される。

### (3) 納入物資の決定

決定された献立に基づいて登録業者によって入札が行われ、年 4 回物資選定委員会が開催されて価格以外に品質、規格への適合、形態、加工品やデザートについては味なども吟味され決定される。ただし、一部の調味料などは一年間の物資として決定される。

### (4) 物資の納入

決定された納入物資は、登録業者から日々指定時刻に 3 か所の共同調理場、志賀中学校、葛川小・中学校へ配達される。各調理場では、検品、受入処理が行われる。

## 7. 副食物資（食材）の入札の状況

副食物資は、物資選定委員会により、ほとんどすべての物資において登録業者の入札が行われ、決定されている（一部、随意契約のものもある）。入札時期は、一部の調味料などは一年単位で行われ、生鮮野菜・果実は半月ごとに行われるが、それ以外の副食物資（以下「その他の副食物資」と記載する。）は学期ごとに年 3 回行われる。入札に際しては価格だけではなく①学校給食会が指定する規格に適合しているかどうか、②見本品を鑑別し、外観、鮮度、味等もチェックが行われるが、基本的には業者の入札により、高品質で価格のより安いものを選定することが予定されている。

登録業者は平成 24 年度、42 業者が登録されている。その他の副食物資の業者はそれ以下であるが、1 品目について複数の業者が登録されている。ここで、その他の副食物資について平成 24 年度 2 学期給食用食品購入見積書にある入札結果をカウントしたところ、入札品目 179 品目の入札において、入札参加業者数 20、落札業者数 18、入札数がゼロであったものが 4 品目（2.2%）、入札数が 1 であったもの及び、規格不適合で書類選考で他業者が失格となり実質的に 1 業者だけが残ってそれに決まったものが 43 品目（24.0%）、同じく実質的に入札数 2 のものが 42 品目（23.5%）であった。これまでの物資選定委員会の方法によると、入札数がゼロの場合、規格条件を緩和するか、又は献立を別のものに変更して、再入札することになる。入札数 1 の場合は、特に価格が高くても通常その 1 の業者に決められる。入札数 2 の場合も再入札はしていないが、産地、アレルギー、原材料等を加味し価格だけでは決定していない。

ここで入札の意義というのは、本来、業者の自由な競争を通して高品質かつ低価格の食材を追求することにある。しかし、少なくともこの入札参加業者数 1~2 の品目については、業者数が少ない中で決定されており、正常な入札が行われたとは思われない。このような場合、本来は再入札が行われるべきである。

また、具体的な事例として、餃子について、学校給食会から「大豆抜き」という規格を提示したところ 4 者が入札したが 3 者が醤油を使用した餃子を持参し書類選考段階で落ちて「大豆抜き」で札を入れた業者に自動的に決まったが、4 者の入札価格は低いものから順に 1 個当たり 12.5 円、13.5 円、15.4 円、17.0 円であり、決まった業者の価格は最も高い 17.0 円であった。餃子は小学校低学年では 1 食に 2 個、高学年、中学校では 3 個配膳されることから計算して 1 回の必要数は約 55,000 個である。これは大手のメーカーがラインで



製造するには小ロットであるが、中小業者が受注生産するには（製造機は必要であるが）問題のない数字であると思われる。

材料、加工品の規格に関しては、大津市は共同調理場方式の統一献立であるが、特にメインの副食については全員に食べてもらいたい気持ちから、納入業者には多少厳しい要求をしても、アレルギー等で決して事故のない規格を要求しているとのことであった。しかし、特にアレルギー対応は、業者側にとっても給食を扱う上で重要課題であり、かつ上述のとおり中小業者が受注生産することを前提に考えれば、特別に大豆抜き餃子を作ることとはあまり難しくはない。さらにあえて味についても醤油を使わなくても別のもので代替でき、醤油が餃子の味にとって必須のものとは思われない。

## II. 意見

### 1. 入札数の少ない品目について

前述したとおり、平成24年度2学期のその他の副食物資の入札において、入札参加業者がないか、あるいは1、2者となっている品目が全体の約1/2を占め、入札数が少なくなっている。これほど入札数が少なくなると入札制度としての効果が十分に得られないおそれがある。業者の登録数の問題、製造業者が少ないという登録業者の業種の問題、副食材料の「規格」の問題等、検討の余地がある。従って、効果のある入札制度とするためには入札数の少ない理由を調査、検討し、改善する必要がある。

### 2. 副食物資（食材）の規格の見直し

学校給食会は、購入する副食物資に関して、各物資に規格を定めている。規格書のサンプルを参考として下記に添付する。

【規格書（サンプル）】

10	規 格	品 質 ・ 用 件	表 示	備 考	審査項目 (採出書類等)	
油揚 げ (冷)	① 添加物を使用していないもの (凝固剤、消泡剤以外を使用していないもの)	① 適度に膨張していて、 弾力のあるもの	・産地(都道府県名)を 表示すること		原材料 配合表 (食品衛生法第23条第2項 第2号)	アレルギー 25品目表示 (アレルギー表示法第5条第1項)
	② 遺伝子組み換え大豆を使用していないもの	② 均一な揚げ色で、油ぎ れのよいもの	・製造地を表示する こと		○	○
	③ 主要材料 国内産大豆を使用		・凝固剤、消泡剤の原 原材料名を表示する こと		栄養 成分値	製造 工程表
	④ 規格 バラ凍結品 1kg/袋				○	○
	⑤ 形態 刻み：40×5mm  豆腐で生地を作り、酸化し ていない油で揚げたもの				細菌 検査 結果	見 本 品
					○	○
					※細菌検査項目 冷凍食品は冷 凍食品の規格 規準、凍結食 品はそうざい の衛生規範に よるもの	

規格には、①アレルギー物質、遺伝子組み換え食品、添加物等の不使用、すなわち「食

の安全」に関することがまずあげられている。このうち特にアレルギー物質については最重要条件である。次に②食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）に基づく大津市食育推進計画（平成 20 年 4 月）の推進のために「滋賀県産」といった地場産物（地産地消）の使用を定めた規格がある。

しかし、これらに対し調理上の便宜などのために定められていると思われるもの、すなわち③大きさや重さを制約する規格もある。例えば「豆腐（冷）」における「サイコロ状：15mm（±2）角、（3g～3.5g／個）」というものである。このような規格は少し緩和できると思われる。

副食物資の規格には、それぞれに意味があると思われるが、業者が対応しづらい規格であれば応札の数を少なくしてしまうこともあり得る。応札数の少ない品目についてなぜ少ないのかを検討する際、その品目の規格について見直しをすることも必要である。

### 3. 物資選定の新しい制度の検討

納入物資の選定は、現在は 2 年に 1 度登録業者を選定し、その業者により定期的に入札を行って決定しているが、上述のとおり、入札制度の効果が認められない事案も散見された。そこで、新たな方法として、業者を登録制にするのではなく物資を登録制にすることも有効ではないかと考える。すなわち、これは業者に対して、どのような内容のもの（副食物資）をいくらで納品してくれるのか 2 年間契約で登録しておき当方が随意に発注するというものである。この場合、現在の入札事務の手間が省略できるほか、2 年間材料の価格変動に対するリスクは業者負担となるという給食実施者側のメリットもある。

よって、現在の入札制度の延長だけで改善策を考えるだけでなく、入札が本来目的としている高品質かつ低価格が実現されるような物資選定の方法を広い視野をもって再検討されたい。

### 4. 副食物資の随意契約による調達について

「副食物資（食材）の入札の状況 p 101」において、副食物資に「一部、随時契約のものもある。」と記述したが、滋賀県学校給食会から斡旋される物資の一部に随意契約のものがあり、アシドミルクという飲むヨーグルトが例外的に随意契約で購入されている。これについて担当者に質問したところ、この飲むヨーグルトが好評だったためこれに決めたが、当時その購入先が滋賀県学校給食会だけに限られていたため随意契約を行ったとのことであった。しかし、飲むヨーグルトは類似商品も多数あり、入札の原則を変えてまで随意契約を行う必要はないと思われる。さらに、現在は他の業者でも本品が取り扱われているとのことであった。また、アシドミルクの購入には指定振込用紙による振込が求められるため、事務局がそのためだけに所定の銀行に出向く手間も生じている。随意契約を行う理由がない物品については、入札により購入業者を選定されたい。

## 5. 自校方式の給食について

副食物資（食材）については、3か所の共同調理場と、志賀中学校、葛川小・中学校へ食材別に各納入業者から配送されているが、遠隔地で少量である志賀中学校、葛川小・中学校へも個々の業者が各々配送している。その配送の手間は、業者にとっては負担である。それに加えて、生鮮野菜や精肉などの納入時間の問題もあり、業者によっては人員増などの経済的負担にもなると考えられるが、その負担は納入価格に付加して調整されることとなる。すなわち、志賀中学校、葛川小・中学校のために、大津市の給食費全体が割高なものになっている懸念が存在する。

### (1) 葛川小・中学校の給食について

前述のとおり、葛川小・中学校への食材の現在の配送方法はあまりにも非効率で業者への負担が大きいと思われる。現在では、道路事情が改善されているので、北部共同調理場から葛川小・中学校へ片道40分で配送が可能となっている。

そこで、葛川小・中学校の給食については、北部共同調理場での共同調理場方式に移行することを検討されたい。あるいは、僻地であることから自校方式を継続するとしても、北部共同調理場で葛川小・中学校の食材をまとめて、一便で配送し自校で調理する方法などを検討されたい。

### (2) 志賀中学校の給食について

志賀中学校で例外的に給食が行われているのは、平成18年3月の大津市と志賀町が合併時の合併協定に基づくものであり「当分の間、現行のとおり」続けるとしたものが今も続いているのである。しかし、合併から5年以上経過し、志賀中学校の給食は終了すべき時期になっていると考える。

志賀中学校で給食が行われていること自体、他の中学校の生徒、保護者に対して公平性を欠いており、志賀中学校の給食は廃止を検討すべきである。

## 6. 学校給食共同調理場の委託業者選定の基準

学校給食共同調理場（北部、南部、東部）の委託業者の選定は現在プロポーザル方式によって行われている。その選考過程において、参加業者に対して書面資料として決算書等は提出させているがその財務内容は選考基準になっていない。仮に応募業者が債務超過の状態であっても、現在は財務面では評価されず、他の会社と同等に評価され選ばれる可能性がある。しかし、学校給食共同調理場の業務委託については、契約期間中安定的に委託業務が行われる点が非常に重要であり、財務の安定性の観点を選考基準に含める必要がある。

## [2] 給食費の徴収

### I. 概要

#### 1. 未納の全体の状況

以下は、中学校 2 校を含む給食実施校全体の給食費の未納データである。

##### 【未納額と未納率】

年度	調定額(千円)	未納額(千円)	未納率(%)
平成 22 年度	889,787	1,396	0.16
平成 23 年度	890,265	1,082	0.12
平成 24 年度	849,975	1,174	0.14
平成 22～24 年度 計	2,630,028	3,653	0.14

(注) 平成 24 年度は平成 25 年 4 月末現在の状況である。 ～学校保健体育課資料より

上表以外に平成 21 年度以前の未納として 3,676 千円の未納残高がある。平成 22 年度から平成 24 年度において、未納の発生している学校数は 39 校中 22 校あり、金額の最も大きい学校では 3 年間の合計で 677 千円となっていた。

大津市では「学校給食費徴収事務マニュアル」を作成し、督促や家庭訪問等を実施して未納家庭に対する徴収を行っているが、それには担当教職員の大きな負担がある。特に未納額として表に表れていない短期的な未納についても担当教職員が努力して徴収している実態を考えると、実際の徴収に携わる教職員の負担は数字以上のものである。

また、給食実施費用は保護者からの徴収による学校単位の私会計から支出されるが、未納家庭の児童生徒でも給食を受けられることになっており、未納分の負担は、その学校の納入家庭が負うことになる。

ただし「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について（通知）」（文部科学省平成 26 年 1 月 23 日）によると、全国的には児童生徒数の約 0.9%に未納があり、未納額の割合は約 0.5%であるので、大津市は全国平均との比較では少ない率である。

#### 2. 公会計化の長所・短所

給食費に関しては常に未納が問題として取り上げられるが、私会計においては特に担当教職員の事務的、精神的負担が大きくなると言われる。大津市では教職員の負担を減らし、本来の教育、児童生徒指導により専念してもらうとともに、会計の透明性確保や議会報告も目的として、学校給食の公会計化が具体的に検討されている。

学校保健体育課で行われた調査結果によれば、公会計の採用状況は、滋賀県内では回答した 11 市の中で公会計の採用は 7 市と多いが、滋賀県以外の政令指定市、中核市では回答 50 市中、公会計は 7 市と少数である。公会計と私会計が混在している 5 市を加えても 12 市（全体の 24%）である。

公会計、私会計それぞれにおいて長所、短所は次のとおりである。

公会計	私会計
<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計の透明性</li> <li>・ 未納に対する負担の公平性</li> <li>・ 学校の負担が軽い</li> <li>・ 未納者に法的措置がとりやすい</li> </ul> <p>短所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の事務量の増加</li> <li>・ 人件費、システム費の増加</li> <li>・ 未納の増加</li> </ul>	<p>長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場の努力により未納者が減る</li> <li>・ 追加的な経費がかからない</li> <li>・ 市の事務量の抑制</li> </ul> <p>短所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計の不透明性</li> <li>・ 未納に対する負担の不公平性</li> <li>・ 学校の負担が重い</li> <li>・ 未納者に法的措置がとりにくい</li> </ul>

公会計の長所について、「会計の透明性」とは、公費として議会承認なども通して収支が厳格に管理されるということである。現在は私会計のもと、学校から市に対して年度の決算報告は出させているが簡素な書式であり、学校長が確認はしているがそれ以上の教育委員会などから帳簿や支出の検査もないので、その意味で不透明と言わざるを得ない。特に古い未納の給食費について、取り立て不能と判断してリストから除外する決定も学校の裁量で行われている。

「未納に対する負担の公平性」とは、私会計では学校単位で給食費の収支がとられるので、未納がある場合、その負担はその学校の納入する保護者が負うことになり、未納のない学校の保護者との間に差を生じて不公平であるが、公会計では結果として未納は公費で負担することになるので保護者間でそのような不公平性は生じないということである。

これら公会計の長所に対して短所としては、公会計では、給食費の収入、支出が直接市の歳入、歳出となるのでその手続や管理に要する市役所職員の事務負担が増大するほか、それに伴って人件費やシステム費も増大する。また、「未納の増加」とは、学校保健体育課の調査でそのように回答した市があったのであるが、私会計では学校が保護者と距離的にも近い関係の中で、学校によっては給食費の不足発生の重圧に耐えながら努力して徴収しているのに対し、公会計では学校単位で不足する可能性もないので徴収が熱心に行われなくなり給食費の未納額が増加するおそれもあるということである。

## II. 意見

### 1. 給食費の未納状況等の保護者への説明

現状、給食費の未納状況ないし 3 月給食費の調整について保護者への説明が行われていないが、学校別に情報開示して説明すべきである。

### 2. 3 月給食費の調整状況の把握

学校保健体育課では 3 月の給食費について調整方法の指導を行っており、また個別に学校側からの相談にも応じているが、実際にどのような調整を行ったか、全ての学校に対して具体的な調整内容までの把握はしていない。しかし、異常な調整が起こる可能性もあるので、3 月の給食費の調整について、毎年徴収前に学校から報告させその内容を確認しておくべきである。

### 3. 公会計化への課題

大津市では現在、給食費の公会計への移行（公会計化）を検討している。大津市で公会計に移行する最大の理由は、学校教職員の負担を減らし本来の教育の仕事に専念できるようにすることである。しかし、一方それは、未納家庭に最も近い学校教職員の熱心な徴収活動がこれまでどおりに行われなくなることであり、未納者が増加するおそれがある。未納額の割合は国の調査による全国平均が約 0.5% であるのに対して大津市は 0.14%（平成 24 年度）と低いが増える可能性がある。よって、市としては十分な方策を立てて未納が増加しない体制を整備しておく必要がある。

## [3] 医師・薬剤師への報償費

### I. 概要

保健体育総務費（平成 24 年度 283,624 千円）のうち、医師、歯科医、薬剤師又はその補助者（以下「医師等」と記載する。）への報償費、また、大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会（以下「三師会」と記載する。）への補助金の含まれる事業費の金額の 3 年間の推移は、下記のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(1)各種健康診断事業費	50,700	49,539	48,553
(2)学校保健管理指導医等謝礼事業費	103,688	103,137	102,216
(3)学校保健相談医・産業医設置事業費	366	378	498
(4)その他学校保健管理運営費	15,897	15,902	15,398

(1)各種健康診断事業費の平成24年度の内訳及びそれに含まれる医師等への報償費は、下記のとおりである。

(単位：千円)

内容	平成24年度事業費	うち報償費等の額
(a)定期健康診断事業費	2,613	—
(b)結核健康診断事業費	879	620
(c)心臓検診事業費	13,665	748
(d)尿検査事業費	5,931	—
(e)寄生虫検査事業費	2,311	—
(f)脊柱側弯症検診事業費	701	472
(g)就学时健康診断事業費	4,971	4,364
(h)教職員健康診断事業費	11,978	—
(i)う歯周疾患等予防事業費	5,500	—
合計	48,553	6,205

(c)心臓検診事業費 (d)尿検査事業費、(e)寄生虫検査事業費、(h)教職員健康診断事業費、(i)う歯周疾患等予防事業費の内容は、概ね検査費、検査診断等の手数料等である。

(a)定期健康診断事業の内容は、概ね需用費、備品購入費である。同事業において医師等の出勤はあるが、その報償は(2)学校保健管理指導医等謝礼事業費に含まれる。

(2)学校保健管理指導医等謝礼事業費、(3)学校保健相談医・産業医設置事業費に含まれる医師等への報償費の額は、次のとおりである。

(単位：千円)

内容	平成24年度事業費	うち報償費の額
(2)学校保健管理指導医等謝礼事業費	102,216	98,166
(3)学校保健相談医・産業医設置事業費	498	493

(4)その他学校保健管理運営費(平成24年度)に含まれる三師会への補助金の額、及び補助の対象となった対象経費の額は、下記のとおりである。

(単位：千円)

補助金の交付先	補助金の額	対象経費の額	補助率
大津市医師会	890	1,095	81%
大津市歯科医師会	240	508	47%
大津市薬剤師会	160	323	49%

大津市医師会への補助率が他に比べて高いのは、補助金は、年度当初に各会の学校保健対策事業費(経費)予算に基づいて決められており、医師会では予算1,650千円に基づいて890千円の補助金が予算化されていたところを、最終の対象経費は1,095千円になったにもかかわらず、補助金は当初予算のまま890千円が支払われたからである。

(2)学校保健管理指導医等謝礼事業費の報償費の額98,166千円について、詳述する。

大津市の学校医等に対する報償費は、大津市立の小・中学校の学校医、幼稚園の幼稚園医（以下「学校医等」と記載する。）、薬剤師に対する報償費（謝礼）である。学校医等（内科医、耳鼻科医、眼科医、歯科医）に対する報償費には、定期健康診断の謝礼も含まれている。

学校医等及び薬剤師 1 人あたりに支払われる報償費の基準は下記のとおりであり、平成 10 年に市と三師会との協議により決められている。児童生徒数が多い学校では学校医等は 2 人以上設置することになっているが（例えば小学校では児童数が 721 人以上の場合、内科医、歯科医 2 人など）、実際は医師会等からそれ以上の人数が指名されている場合もあり、その場合は 1 学校の予定金額を実際の人数によって配分するという方法により支払われている。

【1 人当たりの報償費の基準】

学校医、薬剤師の区分	基本額（円）	加算額（園児、児童生徒 1 人当たり）(円)
内科医	222,000	410
耳鼻科医	35,100	410
眼科医	35,100	410
歯科医	35,100	410
薬剤師	小中学校 155,000 幼稚園 129,400	—

学校医等の設置は、学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号）に定められており、よって全学校園に学校医等が置かれていることについて議論をする余地はないが、総額で 1 億円近くに上る事業費であるため、この内容について経済性を検討するために、①園児、児童生徒 1 人当たりの報償費の比較と、②他の中核市の報償費との比較を行う。

（1）園児、児童生徒 1 人当たりの報償費の検討

平成 24 年度の学校医等に対する報償費の額を幼稚園、小・中学校別に、園児、児童生徒数で除して、園児、児童生徒 1 人当たりの報償費を示すと下記のとおりである。園児、児童生徒数は、平成 24 年 5 月 1 日のデータを用い、幼稚園 2,854 人、小学校 19,358 人、中学校 9,318 人で除した。また、葛川小・中学校は両校で 1 学校の取り扱いとし、小学校に含めて集計している。

ただし、歯科医は幼稚園、小、中学校別にデータがなかったので省略した。また、薬剤師についてもこの検討対象から除外したが、学校医等のみ園児、児童生徒 1 人当たり報償費を計算して比較しようとする基礎には次のような考え方があり。内科医、耳鼻科医、眼科医はその職務として、まず学校等での定期健康診断業務があり、その他にも健康指導や医療相談等の業務が園医、校医の職務として定められているが、実際上の時間的負担として定期健康診断業務が最も負担感の大きい業務であると考えられ、その観点から報償は園児、児童生徒数とある程度、比例関係にあるべきである。しかし、これに対して薬剤師は、



定期健康診断のような業務はなく、業務は完全に幼稚園、小・中学校に出向いて行つての環境衛生管理業務（飲料、プール等の水質検査、騒音検査、照度検査等）であり、一方報償費も幼稚園、小・中学校で基本額部分だけであり、1人当たりの検討を行う意味は乏しいと考えてこの検討からは除外した。

【報償費の総額、園児、児童生徒1人当たりの報償費】

（幼稚園）

学校医等の区分	報償費総額（千円）	園児1人当たりの報償費（円）
内科医	8,718	3,054
耳鼻科医	2,363	828
眼科医	2,363	828

（小学校）

学校医等の区分	報償費総額（千円）	児童1人当たりの報償費（円）
内科医	18,818	972
耳鼻科医	9,239	477
眼科医	9,239	477

（中学校）

学校医等の区分	報償費総額（千円）	生徒1人当たりの報償費（円）
内科医	9,144	981
耳鼻科医	4,413	473
眼科医	4,413	473

園児、児童生徒1人当たりの報償費は、学校医等の区分別には、内科医が耳鼻科医、眼科医に比べて高い。幼稚園、小・中学校別には、幼稚園は園児数が少ないため、内科医、耳鼻科医、眼科医とも、小・中学校の学校医よりも幼稚園医が高い。特に内科医は小学校972円、中学校981円に対して幼稚園が3,054円と三倍以上高い。すなわち、幼稚園医の1人当たり報償費が相対的に高いので、幼稚園を受けもっている幼稚園医には、学校医よりも相対的に優遇された報償が支払われていると言える。実際には、内科医、耳鼻科医、眼科医においては平成24年度、幼稚園のみを担当している医師はいなかったもので、専ら得な部分だけを得ているという医師はいなかったが、このように児童等一人当たりの報償費という観点でみると、幼稚園医が相対的に高く学校医との比較でバランスを欠いていると言える。

（2）他の中核市の報償費との比較

次に、学校医の報償費について天津市の基準と天津市以外の他の中核市の基準とを比較する。中核市のデータは入手できているものの中から作成している。天津市と他の中核市の報償費は下記のとおりである。これによると、天津市は内科医の報償費において高めの感があるが、耳鼻科医・眼科の報償費は他市と比べても最も低い方である。

【中核市の学校医の報償費】 (小・中学校のみ)

都市名	学校医の報償費の基準	
	基本額 (円)	加算額 (円)
函館市	222,380	なし
旭川市	141,800	児童生徒一人当たり 242
盛岡市	113,100	児童生徒一人当たり 140
秋田市	83,200	1 単位(生徒 65 人)当たり 11,347
宇都宮市	193,000	内科 520 耳鼻科・眼科 360
高崎市	214,000	児童生徒一人当たり 340
川越市	162,000	児童生徒一人当たり 120
柏市	145,000	市医報酬(日)1 回当たり 25,500
船橋市	98,000	なし
横須賀市	279,600	なし
富山市	65,300	児童生徒一人当たり 180
豊橋市	224,000	内科 470 耳鼻科・眼科 230
岡崎市	234,000	内科 550 耳鼻科・眼科 460
大津市	内科 222,000 耳鼻科・眼科 35,100	児童生徒一人当たり 410
高槻市	190,000	児童生徒一人当たり 237
西宮市	175,000	児童生徒一人当たり 322
姫路市	内科 199,000 耳鼻科・眼科 161,000	児童生徒一人当たり 461
奈良市	126,000	内科 225 耳鼻科・眼科 153
和歌山市	75,000	児童生徒一人当たり 160
倉敷市	内科 124,600 耳鼻科・眼科 118,100	児童生徒一人当たり 105
下関市	192,000	なし
松山市	内科 44,000 耳鼻科・眼科 68,000	児童生徒一人当たり 105
久留米市	180,000	児童生徒一人当たり 95
大分市	118,900	児童生徒一人当たり 123
鹿児島市	内科 183,600 耳鼻科・眼科 142,800	内科 一人当たり 132.96 耳鼻科・眼科 一人当たり 66.48

## II. 意見

### 1. 学校医等への報償費について

大津市の学校医等への報償費は、相対的に内科医が耳鼻科医・眼科医と比べて報償費が高い。幼稚園医と小・中学校医との比較では幼稚園医が高い。それは、幼稚園、小・中学校別に内科医、耳鼻科医、眼科医を比較した場合には内科医が幼稚園では約 3.7 倍、小・中学校では約 2 倍高いという差である。幼稚園医と小・中学校医との比較では内科医 3 倍強、耳鼻科医・眼科医約 1.7 倍の差であるが、内科医、耳鼻科医、眼科医とも園児、児童生徒 1 人当たり加算額は同じであるので、基本額の差から生じている違いである。

学校医等の業務は法律的には色々な役目を帯びているが、記録上確認できるものは主として定期健康診断業務である。校医の業務についてはこれまでの経緯や医師会等との関係もあるにせよ、固定部分の業務と変動部分の業務につき根拠を明確にしておかないと医師間に不平等が生ずる可能性もあり、他中核市との比較も参考にして、バランスのとれた金額になるように見直しを検討すべきである。

### 2. 大津市医師会等への補助金について

平成 24 年度の大津市歯科医師会、大津市医師会、大津市薬剤師会への補助金は、それぞれ 240 千円、890 千円、160 千円であったが、このうち大津市医師会への補助金について、年度当初に対象経費 1,650 千円に対して補助金 890 千円で予算化していたところ、年度末に対象経費が 1,095 千円に減少していたにもかかわらずそのまま 890 千円の補助金が支払われたというものであった。これについて対象経費は各種健康診断事業に係る医師の校医研修会等の実費相当であり、また学校医選任等の負担も加味して対象経費が補助金を下回らない限りそのまま支払うことを当初から予定していたとのことであるが、ここで補助率を想定した補助金という位置づけであるならば対象経費が減った場合には本来減額されなければならない。しかし、実費や校医選任に必要な費用ということであるならば補助金ではなく大津市が直接負担するか業務委託費とするのが本来である。よって現在補助金としている歯科医師会、医師会、薬剤師会に対する支出についてはその性格を再考し、今後補助金とするのか委託費とするのか再検討し、補助金とするならば「大津市補助制度適正化基本方針」に則った支出を行うべきである。

## [4] 学校開放事業

### I. 概要

学校開放は、昭和 51 年 6 月 26 日付「学校体育施設開放事業の推進について」文部事務次官通知において、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民のスポーツ活動に供する事業として推進され、大津市では昭和 52 年から「大津市立学校体育施設の開放に関する規則」（昭和 52 年 10 月 1 日教育委員会規則第 5 号）を制定して行っている。現在、小学校 37 校全々と中学校 10 校で学校開放を行って、広く活用されている。開放さ

れている施設は、小学校はグラウンドと体育館、中学校は体育館である。

※開放を行っている中学校…志賀中、堅田中、真野中、日吉中、唐崎中、石山中、  
田上中、瀬田中、瀬田北中、北大路中

(他の中学校はクラブ活動で使用するスペース等の問題から、開放事業には供されていない。)

## 1. 学校開放の手順

学校開放の具体的な手順としては、利用団体は基本的に、その学区に在住、在勤もしくは在学する者が半数以上である 10 名以上のスポーツ団体、レクリエーション団体が条件となるが、まず登録申請をして登録団体となる。次に使用申請をして許可を受け、使用後に使用料を市から送られてくる納付書により納入する。他方、市側では、これを行うために、教育委員会の管理のもと学区毎に嘱託職員（非常勤）に業務委嘱し、嘱託職員は利用団体の登録、使用申請の受付、許可等を行う。学区では開放運営委員会（以下「運営委員会」と記載する。）が組織され、運営委員会は、利用団体の利用日の調整、鍵の受け渡し、使用料のとりまとめ、それらの教育委員会への報告等を行う。運営委員会は管理指導員を配置し、管理指導員は開放中の施設の管理、使用者のマナー等の指導を行うこととなっている。

嘱託職員（非常勤）、運営委員会、管理指導員の構成は、次のとおりである。嘱託職員（非常勤）は通例、運営委員会の委員長がその職にあたる。運営委員会は委員が 5 名程度の学区もあるが 10 名以上の学区が多く、学区の体育協会ないし体育振興会の役員、PTA 会長、スポーツ推進委員、スポーツ少年団関係者などで構成されている。管理指導員も 5 名程度の学区もあるが 10 名以上が多く 30 名以上いる学区も散見される。

## 2. 学校体育施設の使用料

学校体育施設の使用料として現在は照明料のみ徴収している。具体的には照明の実費相当額として、平成 20 年 9 月に定めた下記の表に基づき、1 時間当たりの照明料金に照明使用時間を掛けた金額を徴収している。

学校体育施設照明利用料収入は合計で、平成 24 年度 5,041 千円であった。

### 【学校体育施設の使用料（照明 1 時間当たり）】

区分	対象施設名	施設数	1 時間当たり料金（円）
A	小松小学校体育館他	51	100
B	小松小学校運動場他	29	210
C	瀬田中学校体育館他	1 (2)	310
D	富士見小学校運動場	1	420
E	木戸小学校運動場	1	730
例外	葛川小・中学校体育館	1	60

(注) 区分 C の施設数の (2) は、瀬田中体育館及び、区分 E の木戸小学校運動場を 1/2 使用する場合を利用料 C で 1 とカウントして 2 施設あるという意味である。

利用団体は、利用申請時に予定していた照明時間数、利用日程から変更があった場合は、その利用日の月末までに嘱託職員に報告し、嘱託職員ないし運営委員会は月末に使用状況

を整理して照明料報告書を作成し教育委員会市民スポーツ課に報告する。市民スポーツ課ではこの報告を元に調定、納付書を作成して翌月 20 日までに利用団体に送付する。納付期限は納付書の発送日から 30 日以内となっており、利用団体は銀行等で納付するが、納付期限を過ぎ督促を行っても納付されない場合は、利用団体はその後の利用が制限されることになる。

(参考)【近隣又は滋賀県内の市の利用料】

近隣ないし滋賀県内の市の学校開放に係る使用料は下記のとおりであるが、これらの市と比べても、京都市を除き大津市は最も低い。

市	利用料 (円)
草津市	運動場 登録料 高校生以上 1 人年間 1,000 夜間照明料 300/30 分 体育館 登録料 高校生以上 1 人年間 2,500
栗東市	屋外照明利用料 (1 時間当たり) 500 屋外照明利用者以外の団体について、市内の少年団体等でない場合は登録料 1 人年間 1,000
京都市	無料 (ただし、使用に伴う実費は使用者が弁償しなければならない。)
近江八幡市	運動場 (1 時間当たり) 市内在住者 1,000 市外在住者 2,000 体育館 (1 時間当たり) 学校によって 500、300、250 の 3 区分
米原市	運動場 (1 時間当たり) 全面使用 2,000、半面使用 1,500 ※照明施設は、1 中学校のみ設置。 体育館 午前 (8:30~13:00)、午後 (13:00~18:00)、夜間 (18:00~22:00) として各時間帯 使用料 900、照明料 900 の学校、同 1,200、1,200 の学校、同 1,800、1,800 の学校の 3 区分。 時間貸し料金もあり。

### 3. 運営委員会への運営委託費

運営委員会への平成 24 年度の運営委託費は、1 学区当たり下記の表のとおりであった。管理指導員報償費のほか事務費、体育館のワックス等の消耗品費という内容で予算化されている。ただし、葛川小学校には運営委員会がないため同学区への委託費はない。

学校体育施設開放事業費は、平成 24 年度 12,718 千円であったが、このうち 8,414 千円が運営委託費である。なお、それ以外は、施設、備品等の補修、修繕費である。

【1 学区当たりの運営委託費 (平成 24 年度、年額)】

区分	内容	当初予算(千円)	変更後予算 (千円)
小学校			
1. 運営費	管理指導員報償費等	108	168
2. 事務費	運営委員会事務費	24	24
3. 消耗品費	体育館のワックス等	12	12
計		144	204
中学校			
1. 運営費	管理指導員報償費	54	84
2. 事務費	運営委員会事務費	12	12
3. 消耗品費	体育館のワックス等	11	11
計		77	107

小学校が中学校に対して概ね 2 倍であるのは、開放している施設が、小学校はグラウンドと体育館の 2 施設、中学校は体育館の 1 施設だけのため、管理指導員報償費等が 2 倍違う

ことによる。

予算が年度の途中で変更されているのは、これまで登録団体に限っていた開放の対象を地域のニーズに応じて一部個人利用へも拡大する動きに伴い、運営委員会や管理指導員の負担増を見越して管理指導員報償費等の運営費部分を増額したものである。なお、ここで個人利用とは、支出負担行為の決裁上そのように記載されていたのでここでも同様に記述したが、担当者によると名義が個人である登録団体以外の団体、例えば学校の同窓生が集まってサッカーを行いたいというようなニーズに対応するものであるとのことである。

ただし、後述「5. 学校開放に係る住民トラブルの実情」でも述べるが、すべての学区ではないが、現状、運営委員会の負っている負担（精神的負担）は総じて大きく、運営委託費の増額への要望は潜在的にあったが、平成 24 年度まで委託費は数年間据え置かれていたとのことであった。運営委託費の増額については、平成 25 年度にも携帯電話費などを理由にもう一段引き上げられて、小学校 228 千円、中学校 119 千円となっている。

#### 4. 運営委託費の実際の使途

1 学区の運営委託費の予算としての内訳を見ると、管理指導員報償費等の運営費部分が大半を占めるが、運営委員会から市民スポーツ課へ提出された会計報告（「任意団体と契約する場合の注意点」（平成 24 年 12 月総務部契約検査課）を受けて実態把握のため市民スポーツ課が運営委員会に対し提出を求めたもので 27 学区の運営委員会から提出されていたもの）を見ると、多くの学区で管理指導員報償には使われていないことが分かる。27 学区のうち 5 学区では支出は事務費、消耗品費のみで委託費のほとんどを次年度繰越としており（中には次年度繰越が 80 万円にも上っているところもあった）、また学校の備品等の購入に支出している運営委員会も 10 学区見受けられた。これについて予算の名目は何であれ運営委託費の使途は運営委員会の任意であるが、学区ごと使途、財務の状況にはかなり差があることが認められた。

一方、実際の学校開放にとって必要な費用は、現在の予算の名目的内訳とは異なり、床ワックス等の消耗品費や清掃費、運営委員や管理指導員との連絡費や会議の事務費などにより多くの費用が必要である。

#### 5. 学校開放に係る住民トラブルの実情

学校開放マニュアルを見ると、騒音、ボールの飛び込み、学校周辺での違法駐車、喫煙、時間を過ぎてもただら居残っているなどの近隣住民との間のトラブルに関する注意書きが記載されているが、一部の学区においては、例えば学校を大人が使用しているということに対して特定の住民は慢性的に不満に思っており、そういう住民が、日常的に苦情を持ち込んで深刻な問題になっている。運営委員会から市民スポーツ課へ相談に来るケースも年に 10 件以上あるとのことである。また、学校が広く地域スポーツ団体に開放される一方、締め出しを受けていると感じている住民との間のトラブル（学校開放でグラウンドを使用している片隅で親子がキャッチボールもさせてくれないのか、というような内容など）も後を絶たないとのことである。

また、そもそも学校開放は、本来、昭和 51 年 6 月 26 日付文部事務次官通知において「学校教育に支障のない範囲において」行っている事業であるはずだが、地域住民にとって、学校施設はすべて学校（学校長）が管理しているものという認識のズレがあり、そのことから学校関係者（校長、教頭、教員）に負担をかけているケースも多い。実際に校長や教頭が運営委員会メンバーになっているケースも散見される。

## II. 監査結果

### 1. 使用料の請求手続の遅延

利用団体に対する使用料の請求は、月末で締め翌月 20 日までに納付書の送付をもって行うこととなっている。しかし、複数の学区において運営委員会からの報告が遅く、中には半年も遅れて納付書の送付が行われているケースがあった。

利用報告の遅延による調定の遅れは年度末においても見られた。ここで学校開放の使用料収入と歳入処理年度について、歳入の処理年度は、地方自治施行令第 142 条第 1 項第 2 号に「随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度」とある。すなわち、学校開放の 3 月利用分の使用料収入の歳入年度は、4 月 20 日頃の納付書発送となるので翌年度となる。そのため平成 24 年度の歳入としては平成 25 年 2 月利用分までとなるが、一部の学区では報告が遅延しているため、平成 25 年 2 月以前の利用分であるにもかかわらず平成 25 年度の処理となったものが下記のとおり存在した。これらは本来、平成 24 年度に歳入処理すべき使用料である。

#### 【平成 25 年度の歳入処理となった本来平成 24 年度の使用料】

学校名	平成 24 年度に歳入処理されるべき使用料が平成 25 年度の処理となったものの月数	金額 (千円)
真野小学校	1 か月（平成 25 年 2 月分が 25 年度へ。以下同じ）	12
坂本小学校	2 か月（平成 25 年 1 月～2 月分）	23
下阪本小学校	3 か月（平成 24 年 12 月～平成 25 年 2 月分）	24
長等小学校	1 か月（平成 25 年 2 月分）	8
南郷小学校	1 か月（平成 25 年 2 月分）	14
瀬田南小学校	2 か月（平成 25 年 1 月～平成 25 年 2 月分）	14
真野中学校	1 か月（平成 25 年 2 月分）	4
	合 計	99

このように利用報告の遅延は、歳入処理が遅れてしまい問題である。また、利用者にとっても、運営委員会を含む市側の事務処理の遅延は、利用時期からかなり遅れて納付書を受け取ることになりモラル低下の原因になる。よって、今後遅延をなくし、すべての運営委員会から、毎月末に利用状況を報告させる必要がある。

### III. 意見

#### 1. 管理指導員の自己管理

「学校開放マニュアル」によると、学校開放の管理指導員は、開放中の施設管理及び利用者のマナー等の指導をすることになっているが、実際には、利用者の学校周辺での喫煙、違法駐車、騒音などマナーの欠如が近隣住民との間で問題になっており、管理指導を徹底する旨書かれている。管理指導員は多数指名されているが（全学区平均 26.6 名で、30 名以上の学区が散見される。）、実情は利用団体の代表者等が管理指導員になっているケースが多く見受けられる。

学校開放事業を継続していくためには、運営委員や他の管理指導員も協力して監視を強化し、特に市に苦情のあった団体については極力、自己管理状態にしない措置をとるよう工夫されたい。

#### 2. 運営委託費の見直し

運営委託費は現在、小学校、中学校ごとに一律に予算を決めて支出している（平成 24 年度はそれぞれ 204 千円、107 千円）。しかし、運営委員会で必要な費用は、設備の状況も施設の利用の状況も、各学区で異なるので本来差があり、一律ではないと思われる。

運営委託費の本質は学校開放を行うことに付随する管理業務の対価と考えられるので、管理業務量の把握を行うとともに、体育館の面積に比例したワックス等消耗品費の実際の発生金額も把握し、適切な運営委託費の設定を行われたい。

#### 3. 学校体育施設使用料の見直し

現在、学校体育施設の使用料は、平成 20 年 9 月に定めた実費相当額の照明料のみである。この照明料については、照明の電気料金実費相当額を徴収していることになっているが、前回定めてからすでに 5 年が経過しており、実態からかい離している可能性があるため、定期的に実費相当額の見直しを行う必要がある。

また、学校開放のための支出は、照明料以外にも、運営委員会への運営委託費、学校体育施設の補修、修繕費、電球等の交換費用などの学校体育施設開放事業費（平成 24 年度 12,718 千円）がある。さらに、体育館の床などが減耗されているという問題もあり、照明料だけを徴収するのではなく、学校体育施設使用料の見直しを検討されたい。



## [5] 社会体育施設

### I. 概要

教育委員会市民スポーツ課で管理している社会体育施設は、指定管理のものも含めて下記のとおりである。

#### 【社会体育施設一覧】

No	施設名	平成24年度の 使用料収入の有無	指定管理の施設 (指定管理委託先)
1	和邇市民運動広場	有り	
2	下龍華市民運動広場	有り	
3	堅田なぎさ市民運動広場	なし	
4	坂本市民運動広場	なし	
5	下阪本市民運動広場	有り	
6	比叡平市民運動広場	有り	
7	山中体育館市民運動広場	なし	
8	藤尾市民運動広場	有り	
9	石山市民運動広場	なし	
10	田上市民運動広場	有り	
11	瀬田南市民運動広場	有り	
12	和邇市民体育館	有り	
13	坂本市民体育館	有り	
14	坂本市民格技場	有り	
15	田上市民体育館	有り	
16	石山市民体育館	有り	
17	桐生若人の広場（キャンプ場）	なし	
18	皇子山オリエンテリングコース	なし	
19	大谷乗馬場		指定管理（大津市乗馬連盟）
20	伊香立市民プール		指定管理（有限会社マーメイド・有限会社鶴水スポーツ共同事業体）
21	坂本市民プール		指定管理（同上）
22	晴嵐市民プール		指定管理（同上）
23	曾東市民プール		指定管理（同上）
24	富士見市民温水プール		指定管理（同上）
25	比良げんき村		指定管理（大津北商工会）
26	北比良市民スポーツ広場	なし	
27	小野市民スポーツ広場	なし	
28	下龍華市民スポーツ広場	なし	
29	その他市民スポーツ広場 9箇所	なし	
30	トリムランニングコース	なし	

上表、平成24年度の使用料収入の有無で「有り」とした社会体育施設の使用料収入は下記の表のとおりである。大谷乗馬場、富士見市民温水プール他4か所の市民プール、比良げんき村は指定管理として特定の業者に管理運営を委託しているためそれらの施設からの大津市への歳入としての使用料収入はない。

【社会体育施設の使用料収入】

(単位：千円)

施設	年間使用料	施設	年間使用料
和邇市民運動広場	2,491	瀬田南市民運動広場	48
下龍華市民運動広場	75	和邇市民体育館	1,321
下阪本市民運動広場	29	坂本市民体育館	697
比叡平市民運動広場	181	坂本市民格技場	179
藤尾市民運動広場	22	田上市民体育館	452
田上市民運動広場	8	石山市民体育館	738
		合 計	6,247

各施設の使用料は、大津市民体育館条例などそれぞれの施設項目ごとに条例によって定められているが、各施設の使用料を示すと次のとおりである。下記以外の施設は無料である。また、併せてその下に、社会体育施設の利用状況も示す。

【社会体育施設の使用料（減免のない場合）（指定管理の施設を除く）】

施設名	使用料（円）
和邇市民体育館 坂本市民体育館 石山市民体育館 田上市民体育館	(競技場) 「土日・休日」と「その他の日」別、時間帯別に設定。 9時～12時 土日・休日 940、その他の日 630 13時～17時 土日・休日 1,260、その他の日 840 18時～21時 土日・休日 1,050、その他の日 730、など 概ね土日・休日 300/時間 その他の日 200/時間（税別） （和邇、石山市民体育館のトレーニング室及び会議室） 4時間以内 310（トレーニング室は専用使用の場合）等

施設名	使用料（円）
坂本市民格技場	9時～17時（2時間） 土日・休日 470、その他の日 310 17時～21時（1時間） 150

施設名	使用料（2時間）（円）		
	市内に住所を有する者の使用	市内に住所を有しない者の使用	スポーツ、レクリエーション以外の使用
和邇市民運動広場	無料	810	3,260
下龍華市民運動広場	無料	610	2,440
堅田なぎさ市民運動広場	無料	610	2,440
坂本市民運動広場	無料	810	3,260
下阪本市民運動広場	無料	400	1,630
比叡平市民運動広場	無料	810	3,260
山中体育館市民運動広場	無料	200	810
藤尾市民運動広場	無料	400	1,630
石山市民運動広場	無料	400	1,630
田上市民運動広場	無料	610	2,440
瀬田南市民運動広場	無料	610	2,440

施設名	使用料（1時間）（円）			
	市内に住所を有する者の使用		市内に住所を有しない者の使用	
和邇市民運動広場テニスコート	平日 9:00-17:00	310	平日 9:00-17:00	630
	上記以外	470	上記以外	940
田上市民運動広場の集会所		210		420
田上市民運動広場の会議室		100		210

【社会体育施設の利用状況（平成 24 年度）】

（大津市民は無料の施設）

施設名	利用者数	
	回数（回）	のべ人数（人）
和邇市民運動広場	1,129	40,538
下龍華市民運動広場	289	10,589
堅田なぎさ市民運動広場	388	14,030
坂本市民運動広場	553	18,482
下阪本市民運動広場	252	6,396
比叡平市民運動広場	985	12,221
山中体育館市民運動広場	34	351
藤尾市民運動広場	878	8,730
石山市民運動広場	263	7,575
田上市民運動広場	51	1,564
瀬田南市民運動広場	613	21,170
合計	5,435	141,646

（大津市民も有料の施設）

施設名	利用者数	
	回数（回）	のべ人数（人）
和邇市民体育館	1,934	31,128
坂本市民体育館	788	15,635
石山市民体育館	900	22,652
田上市民体育館	585	9,504
坂本市民格技場	353	7,206
和邇市民運動広場（テニスコート）	2,133	26,177
合計	6,693	112,302

（全利用者、無料の施設）

施設名	利用者数	
	回数（回）	のべ人数（人）
桐生若人の広場(キャンプ場)	79	3,729

## II. 意見

### 1. 社会体育施設の使用料の見直し

上記「社会体育施設の使用料収入」の表のとおり、社会体育施設の平成 24 年度の使用料収入は 6,247 千円である。一部、和邇市民運動広場の収入が 2,491 千円と高額であるのは併設のテニスコートが有料であるためと推量され、それ以外の施設が概ね少額又は収入が無いのは、主に使用料が無料ないし大津市民が無料であるためと考えられる。

これに対して発生している社会体育施設管理運営事業費に含まれる管理・維持費用は 25,157 千円であり、厳密には指定管理施設の維持費用も一部含まれるが、社会体育施設の使用料収入よりも多額である。

社会体育施設の使用料は、施設の状態も異なるため他の近隣の市との比較も一概にできない。しかし、例えば大津市民は無料となっている市民運動広場においても管理費は発生している。また、体育館等、建物、施設、備品を有する施設でも経年や使用による減耗は生じており補修修繕費が発生する。このような状況及び収入が支出よりも少ない現状に鑑みて、特に無料の施設は有料化し、使用料は必要な経費が確保できるよう見直しを検討すべきである。

### 2. 使用料の収納に係る内部統制

社会体育施設に関して、現在、利用希望者は各施設の管理職員に対して申請書を提出し必要な場合は使用料を納付してから使用許可を受け使用できる手続となっている。しかし、使用許可は実質管理職員の裁量に任されており、管理職員がもし不正に正規の手続を踏んでいない者に使用をさせたとしてもそれをチェックする仕組が整備されていない。このような危険性に鑑み、市民スポーツ課では社会体育施設の使用計画（予定表）を提出させて、使用計画と実際の使用との照合を行い、抜き打ち検査も行うことなどを制度化して不正に対して牽制を行う体制を作る必要がある。

## [6] 大津市体育協会

### I. 概要

大津市体育協会（以下「体育協会」と記載する。）は、昭和 25 年に設立された任意団体であり、市民スポーツ課と協同して大津市民のスポーツ振興を図る役割を担う組織である。同協会は 80 の加盟団体と、大津市体育協会規約により設立される大津市スポーツ少年団（構成員約 4000 名。以下「スポーツ少年団」と記載する。）の計 81 団体の上位組織という位置づけであり、加盟 80 団体の内訳は、小学校区を単位とする 36 学区の体育団体（体育協会又は体育振興会）、42 競技団体（レクリエーションを含む）及び小学校体育連盟、中学校体育連盟である。体育協会は加盟 80 団体とスポーツ少年団と連絡をとり、また団体間の交流、親交を図って、総合型地域スポーツクラブの目的に即して、生涯スポーツの振興を図ると共に、青少年の健全育成並びに地域コミュニティの醸成のために、市民の健康増進・体力

向上及び競技力の向上に関する事業を行っている（同協会規約第3条参照）。一般に自治体の体育協会といえば競技団体のとりまとめを行うのが主であるが、天津市体育協会は、競技団体とともに学区体育団体のように地域団体の総括も行っているところに特徴があり、市と地域が連携をとる体制の一翼を担っているという見方もできる。なお、組織の運営は、同協会規約の改廃、事業及び予算の議決など重要事項を決する評議員会（評議員の構成は42競技団体及び36学区体育団体から各1名選出の78名）、理事会（会長1名、副会長数名、専務理事1名、常務理事1名、理事20余名）、監事（2名）、事務局（4名）により行われている。

天津市から体育協会に支出している金額は、平成24年度、体育協会活動助成事業費14,990千円（うち事務局費12,603千円、スポーツ功労表彰、総合型スポーツ活性化事業等の事業費2,387千円）、滋賀県民体育大会（天津市会場）開催補助金100千円、競技団体補助金713千円、滋賀県体育大会選手派遣費558千円、合計16,362千円である。

## II. 意見

### 1. 体育協会の所在地

体育協会は、その事務所について「本会は、事務所を天津市御陵町3-1 天津市教育委員会市民スポーツ課内におく。」（天津市体育協会規約第2条）とし、実際に市民スポーツ課と同じ室内の近接した場所で業務を行っている。これは市民スポーツ課との連携で一面非常に合理的な面もあるが、市とは独立した任意団体がその事務所を市役所内に置くことには問題がある。よって、体育協会は、規約も改正して、市が市の管理する施設の使用に便宜を図るとしても市役所とは別の場所へ移転すべきである。

### 2. 体育協会の収入

体育協会の平成24年度一般会計決算書によると、支出20,708千円に対して収入20,839千円であった。このうち天津市からの支出金16,362千円は「I.概要」に記載したとおりであるが、差額4,477千円は、概ね会費収入3,259千円、賞状売上、協賛金等の雑入1,056千円である。

会費収入は、小学校体育連盟、中学校体育連盟、天津市スポーツ少年団を除く加盟78団体からの加盟費（1団体1万円）、個人、団体からの賛助会費、各種大会・スポーツ教室参加料であり雑入の中には企業からの協賛金も含まれる。

天津市は、体育協会へ平成24年度人件費等の事務局費12,603千円を補助金として支出しているが、体育協会が市民、企業への理解を高め上記加盟費、参加費、賛助会費、協賛金等の収入を増やすことによって、天津市は体育協会への補助金を減らすことも可能である。よって、今後体育協会が天津市の補助金以外の収入を増やす活動を推進するよう天津市は働きかけを行っていくべきである。

## [7] 市民スポーツ振興

### I. 概要

#### 1. 大津市スポーツ振興計画の概要

大津市では、平成 21 年 9 月、計画期間が平成 22 年から平成 26 年の「大津市スポーツ振興計画」を策定した。「“日本一元気なまち”大津」を目指して、「生涯スポーツの盛んなまちづくり」の実現のために大津市型総合型地域スポーツクラブの育成に取り組むとしている。

これに基づき、大津市では市民スポーツ課と大津市体育協会がその中心となって、大津市スポーツ振興計画を推進している。それに係る費用として、平成 24 年度には体育団体等活動費 26,087 千円、スポーツ推進委員・スポーツ指導員設置事業費 6,208 千円、市民スポーツ振興費 6,691 千円などが執行されている。

#### 2. スポーツ振興費の概要

平成 24 年度の市民スポーツ振興費 6,691 千円の内訳は、市民スポーツ教室開設費 241 千円、チャレンジ比良登山大会開催助成金 1,400 千円、大津市民体育大会開催負担金 3,650 千円、まちづくり健歩運動推進事業費 1,400 千円となっている。

チャレンジ比良登山大会は、正式には「チャレンジ比良登山&志賀ウォーキング大会」であり平成 24 年度で第 34 回の開催を数えた伝統的な大会である。志賀町の時以来毎年開催され、当初はまさに志賀町あげでの町興しとして行われており、大津市編入後は規模を縮小したが近年ウォーキングコースも開設して大津市民の参加を促して徐々に活発になりつつある。

まちづくり健歩運動は、大津市スポーツ振興計画により「ウォーキングから始める元気なまち・大津」を目標像にうたったことから始められた企画であり、毎月大津市内の特徴のあるコースで開催され、ウォーキングとしては多い時には 100 人以上の参加者を集めて開催されている。

チャレンジ比良登山大会の平成 24 年度の参加者は 615 人（うち大津市民 360 人）であった。まちづくり健歩運動は全 11 回開催（1 回は雨天中止）で延べ 709 人の参加であった。また、大津市民体育大会の参加者は役員、来賓者（1,325 人）を除いて選手は 5,114 人の参加であった。

### II. 意見

#### 1. スポーツ振興費の有効性

スポーツ振興費は大津市スポーツ振興計画推進のために支出されているものであり、これによって多くの市民スポーツが振興されなければ意味の乏しい使い方であったということになる。

スポーツ振興に対する支出の有効性を、参加人数や一人当たりの支出金額など数値で判断することは、困難ではあるが、毎年同様の事業を継続する場合は意義と有効性につき十分検討されたい。